

○ 医療法人制度について（平成19年医政発第0330049号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>第1 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。</p> <p>(2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（<u>一般社団法人又は一般財団法人に限る。</u>）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第3 医療法人運営管理指導要綱について （略）</p> <p>第4 その他関連する通知の改正及び廃止</p> <p>1～2 （略）</p>	<p>本文（略）</p> <p>第1 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1) 法第44条第4項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。</p> <p>(2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。</u>）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第3 医療法人運営管理指導要綱について （略）</p> <p>第4 その他関連する通知の改正及び廃止</p> <p>1～2 （略）</p>

## 別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 解散及び合併</p> <p>第 32 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>に限る。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>第 9 章 雑則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ <u>法第 44 条第 4 項</u>参照。</p>

## 別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 解散及び合併</p> <p>第 32 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（<u>民法第 34 条の規定により設立された法人</u>に限る。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>第 9 章 雑則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ <u>法第 44 条第 3 項</u>参照。</p>

## 別添 2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章～第 6 章 (略) 第 7 章 解散及び合併 第 29 条～第 30 条 (略) 第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（ <u>一般社団法人又は一般財団法人に限る。</u> ） (5) (略) 第 32 条 (略) 第 8 章 雑則 (略) 附 則 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 (略)	(略) (略) ・ <u>法第 44 条第 4 項</u> 参照。

## 別添 2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章～第 6 章 (略) 第 7 章 解散及び合併 第 29 条～第 30 条 (略) 第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（ <u>民法第 34 条の規定により設立された法人に限る。</u> ） (5) (略) 第 32 条 (略) 第 8 章 雑則 (略) 附 則 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 (略)	(略) (略) ・ <u>法第 44 条第 3 項</u> 参照。

別添 3

定款作成上の注意 (略)

〔改正後〕 社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第 1 章～第 7 章 (略)

第 8 章 解散及び合併

第 32 条～第 33 条 (略)

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) (略)

第 9 章～附則 (略)

別添 3

定款作成上の注意 (略)

〔改正後〕 社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第 1 章～第 7 章 (略)

第 8 章 解散及び合併

第 32 条～第 33 条 (略)

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (民法 34 条の規定により設立された法人に限る。)

(5) (略)

第 9 章～附則 (略)

別添 4

寄附行為作成上の注意 (略)

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 解散及び合併

第 29 条～第 30 条 (略)

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) (略)

第 8 章～附則 (略)

別添 5～別添 8 (略)

別添 4

寄附行為作成上の注意 (略)

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 解散及び合併

第 29 条～第 30 条 (略)

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (民法 34 条の規定により設立された法人に限る。)

(5) (略)

第 8 章～附則 (略)

別添 5～別添 8 (略)

## 別添9

項目	改正後	
	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第50条  (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)
2 役員		
(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号
	3 (略)	・医療法第46条の4第7項第3号
	4～5 (略)	号
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～7 (略)	(略) (略)

## 別添9

項目	改正後	
	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第50条  (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号の2)
2 役員		
(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 監事	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第46条の4第3項第1号及び第2号
	3 (略)	・医療法第46条の4第3項第3号
	4～5 (略)	号
3 評議員 (財団たる医療法人)	1～7 (略)	(略) (略)

4 社員 ( <u>社団たる医療法人</u> )			4 社員 ( <u>社団たる医療法人</u> )		
(1)～(2) (略)	(略)		(1)～(2) (略)	(略)	
(3) 議決権	1 社員の議決権は各1個であること。	・ <u>医療法第48条の4第1項</u> (略)	(3) 議決権	1 社員の議決権は各1個であること。	・ <u>医療法第48条の4</u> (略)
5 会議 (略)	(略)	(略)	5 会議 (略)	(略)	(略)
II 業務 (略)	(略)	(略)	II 業務 (略)	(略)	(略)
III 管理			III 管理		
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 資産管理	1～5 (略)	(略)	2 資産管理	1～5 (略)	(略)
	6 現金は、 <u>銀行</u> 、 <u>信託会社</u> に預け入れ若しくは信託し、又は <u>国公債</u> 若しくは <u>確実な有価証券</u> に換え保管するものとする こと。	(略)		6 現金は、 <u>郵便官署</u> 、 <u>銀行</u> 、 <u>信託会社</u> に預け入れ若しくは信託し、又は <u>国公債</u> 若しくは <u>確実な有価証券</u> に換え保管するもの とすること。	(略)
	7～8 (略)	(略)		7～8 (略)	(略)
3 会計管理			3 会計管理		
(1) 予算	1～2 (略)		(2) 予算	1～2 (略)	
(2) 会計処理	1～2 (略)		(2) 会計処理	1～2 (略)	

<p>(3) 債権債務の状況</p> <p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと</p> <p>1～2 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、</p>	<p>・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 5 号)</p> <p>(略)</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 6 号)</p> <p>(略)</p> <p>・医療法第 51 条の 2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載し</p>	<p>(3) 債権債務の状況</p> <p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと</p> <p>1～2 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、</p>	<p>・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)</p> <p>(略)</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 7 号)</p> <p>(略)</p> <p>・医療法第 51 条の 2 (注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載し</p>
--	---	---	--	---	---



<p>4 登記</p> <p>5 公告</p> <p>IV その他(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>(略)</p>	<p>ていない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号)</p> <p>・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p> <p>(略)</p> <p>・モデル定款・寄附行為 (注)公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <p>(略)</p>	<p>別添10～別添14 (略)</p>	<p>4 登記</p> <p>5 公告</p> <p>IV その他(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>(略)</p>	<p>ていない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第2号)</p> <p>・医療法第52条第1項 (注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号の2)</p> <p>(略)</p> <p>・モデル定款・寄附行為 (注)公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第8号)</p> <p>(略)</p>	<p>別添10～別添14 (略)</p>
--	--	---	----------------------	--	--	---	----------------------